

第三者評価結果入力シート（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク一期一会

②評価調査者研修修了番号

SK2024139
第23福祉-3
2024-1-009

③施設名等

名称：	野菊荘
施設長氏名：	芹沢 出
定員：	30名
所在地（都道府県）：	京都府
所在地（市町村以下）：	京都市中京区山ノ内宮脇町9番地の2
T E L：	075-801-9734
U R L：	http://www.nogiku.gr.jp/
【施設の概要】	
開設年月日	昭和17年3月
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 宏量会
職員数 常勤職員：	18名
職員数 非常勤職員：	4名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	9名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	7名
有資格職員の名称（ウ）	介護福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	公認心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	30室
施設設備の概要（イ）設備等：	保育室、談話室、学童室
施設設備の概要（ウ）：	緊急一時保護4室
施設設備の概要（エ）：	学習室、中高生室、事務室

④理念・基本方針

【基本理念】 - 子どもと母親を一人の人として尊重し、安全で安心できる母子の生活を支えます。 - 子どもと母親の権利を擁護します。 - 子どもと母親のニーズに対する支援を提供します。 【基本方針】 - 職員・母親・子どもによる暴力を否定します。暴力をなくすよう努力します。 - 子どもと母親のニーズや課題に対して、子どもと母親を主体とした支援を提供します。 - 子どもと母親の気持ちに寄り添う支援を提供します。 - 子どもと母親一人ひとりの自立のあり方をともに考え、その実現を目指して支援します。 - 子どもが自由に考え、発言できる権利を大切にします。 - 子どもと母親の一人ひとりの意見を大切にします。 - 家族の生活を重視した支援をします。 - 社会や地域社会に貢献します。
--

⑤施設の特徴的な取組

野菊荘（母子生活支援施設）の運営に加え、地域貢献として事業拡大してきたこもれび、シェルター、ステップハウスなどは地域ニーズに基づく公益的な取組を行っています。こもれび事業はサポートを必要とする家庭やひとり親家庭の応援する取り組みとして相談のみだけでなく具体的な支援をしており、小学生から高校生までの子どもを対象にしたタノシメン、ワライバ、学習支援など切れ目のない支援を行っています。また、法人として京都市DV相談支援センターはじめ、山ノ内児童館、常盤野児童館の運営など、京都市からの受託事業も運営されています。シェルターみやこは、DV相談やDV被害による緊急一時保護のほかDV被害を受けている単身女性や行政制度の狭間にある女性を支援しています。地域の関係機関ともネットワークを図り地域ニーズの把握を行うとともに近年はフードドライブや近隣の支援者の協力による食品配布を行っており、非常に喜ばれています。これらは母子支援の先駆的な取り組みとして高く評価できます。
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/1/15	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/5/13	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度（和暦）	

⑦総評

近年、利用者が多様化（障害のある利用者、特定妊婦など）する中で「非暴力とコミュニケーション」による支援を掲げ、母親と子どもの一人ひとりに寄り添った個別支援を実践されています。また、母親や子どもの自治会を設置し、主体性を尊重する取り組みも大切にされています。母子生活支援施設の運営に加え、地域貢献として事業拡大してきたこもれび（年齢に応じてタノシメシ、ワライバ、学習支援など）、シェルター、ステップハウスなどは地域ニーズに基づく公益的な取組を行っています。こもれび事業はサポートを必要とする家庭やひとり親家庭の応援する取り組みとして相談のみだけでなく具体的な支援をしており、小学生から高校生までの子どもを対象にした切れ目のない支援を行っています。今後も母子生活支援施設としての役割を果たすことはもとより、地域福祉ニーズにこたえる多様な支援の拠点として、ますます発展されることを期待します。

◆特に評価が高い点

I-4-(1)① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

定期的に第三者評価の受診を行うとともに、毎年第三者評価基準を用いて自己評価を行っています。自己評価については児童支援グループ、母子支援グループそれぞれで実施をして全体でまとめています。支援の質の向上のため、職員の研修受講を推奨するとともに外部の講師（精神科医）に毎月来てもらい、スーパービジョン（コミュニケーションスキルと事例検討）を受ける仕組みがあります。また、統括がファシリテーター役になり、週1回実施しています。

II-4-(3)② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

地域貢献として事業拡大してきたこもれび、シェルター、ステップハウスなどは地域ニーズに基づく公益的な取組となっています。こもれびは相談のみだけでなく具体的な支援（タノシメシ、ワライバ）をしています。フードバンクが収集した食品を生活困窮者に配するという役割を担い、地域に喜ばれています。また、京都市と被災を受けた母子の受入れ場所や預かり保育の（福祉避難所）協定を結んでおり、地域の困窮者向けの備蓄も備えています。

A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の尊重

母親自治会・子ども自治会を通して、快適な暮らしについて、話し合う機会があり、自主性を尊重した支援を行っています。暴力や物が無くなった、壊したなどのトラブルがあれば、子ども自治会や学童の会（一日の終わりの会）で全員で話し合う機会を設けています。母親自治会の運営については利用者で構成する役員会（各階から代表を選出）を組織し、役を経験することで責任感などがもてるよう職員が側面的に支援を行っています。また、日々の支援の中で基本的な事が出来るように支援を行い、母親が自信を持てるよう支援しています。子育てについても、職員と一緒にしながら、自信が持てるよう配慮している。母親の力を信じてストレングスに着目し、支援している。（ちゃんと見てるよ）母親のものがき、職員に反抗的態度なども受け止めて対応しています。

◆改善を求められる点

II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

施設長の権限については組織図、業務分担表に明記されています。また、毎月発行の「あゆみ」、年2回発行の「野菊荘だよ」にメッセージを寄稿し、自らの思いを発信しています。定例の職員会議にも参加し、職員に対し自らの役割等の発信を行っています。しかし、有事の際や不在時の権限は実際には統括や各主任が分担して担うこととなっていますが、権限委譲についての明確な文書化は確認できませんでした。

III-1-(1)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。

入所時には、個々に合わせて説明をして同意書面もいただいています。支援の開始時には目標設定し、「ここで何を頑張ろう」と言うことを説明し、了解を得るようにしています。その際、目標とする期間の設定もしています。意思決定困難な母については、あらゆる方法を使って理解を得るように努めています。ルール化したものが確認できませんでした。

III-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

相談や意見が出た場合は、児童支援会議、主任会議で協議し、職員会議で共有しています。マニュアルを策定し、各種様式も決められています（事故報告書、事故兼苦情報告書、相談や意見は日誌に記録）。記録は日誌から拾い出して書くようにしています。しかし、マニュアルの見直しは必要時にはしていますが、定期的には実施できていませんでした。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価結果（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	☐
	☐ 理念は、法人、施設が実施する支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	☐
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	☐
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	☐
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、母親と子どもへの周知が図られている。	☐
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	☐
【コメント】		
法人及び事業所の理念、基本方針が定められている。事業計画、パンフレット、しおり、ホームページにも掲載している。職員には年度初めの職員会議で説明をし、確認している。その他、事務所にも掲示・配置している。利用者には入所時に説明している。（施設でのくらしの説明用の資料「野菊荘でのくらし」）		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	☐
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	☐
	☐ 母親と子どもの数・母親と子ども像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする母親と子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	☐
	☐ 定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする母親と子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	☐
【コメント】		
全国的な動向はこども家庭庁や全国母子生活支援施設協議会を通じて把握している。京都母子生活支援施設協議会（府内4施設で構成）で毎月協議している。会には府市の行政も参加しており、制度施策についての行政説明がある。毎月、経営状況を分析している		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	☐
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	☐
経営課題を明確にし、理事会（年2回）、職員会議（毎月）で報告している。また、評議会・評議委員会で人件費等の経営課題について協議している。主任会議・職員会議で事業報告・予算等を説明している。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○
【コメント】		
中長期ビジョンについては、事業計画にて明文化し、国の流れも踏まえ10年を目途に数値目標や具体的な成果を盛り込んで作成している。年度ごとの振り返りを行っている。特定妊婦への支援やひとり親家庭等の支援の充実を図ることとしており、こもれびの事業やトワイライト、ショートステイも充実させてきている。また、国制度を活用し、退所児童自立支援専門員をこもれびに昨年から増員したり、京都市に親子支援事業（国）の中で特定支援事業の予算要望を行うなど、計画的に取り組んでいる。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	○
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
【コメント】		
単年度目標は中期目標を踏まえ、具体的な計画となっている。さらに単年度事業計画をもとに事業自立支援計画を作成している。事業自立支援計画は全職員が参画し、計画を作成し各項目ごとに担当者を決め、職員会議で振り返りを行っている。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	○
【コメント】		
事業計画は職員参画のもと、PDCAサイクルに基づき作成している。翌年度の事業計画策定時に当該年度の実施状況を振り返り、そこで明らかになった課題や積み残しを翌年度の計画に反映している。年度途中の見直しについては、個々の事業の変更等について随時行っており、職員会議、委員会等で検討している。		

②	7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a
	☐ 事業計画の主な内容が、母親と子どもに周知（配布、掲示、説明等）されている。	○
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や母親会等で説明している。	○
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、母親と子どもがより理解しやすいような工夫を行っている。	○
	☐ 事業計画については、母親と子どもの参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○
【コメント】		
事業計画は施設の1階ロビーに掲示している。また、全世帯に年間行事予定を中心に毎月配布している。母親自治会を実施しており、方針等を母親、子どもに周知している。欠席者には個別に説明している。子ども自治会も夏休み前等に実施している。そこで出た子どもの意見が反映されている。		

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組を実施している。	○
	☐ 支援の内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。	○
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	○
【コメント】		
定期的に第三者評価の受診を行うとともに、毎年第三者評価基準を用いて自己評価を行っている。自己評価については児童支援グループ、母子支援グループそれぞれで実施をして全体でまとめている。支援の質の向上のため、職員の研修受講を推奨している。外部の講師（精神科医）に毎月来てもらい、スーパービジョン（コミュニケーションスキルと事例検討）を受ける仕組みがある。また、統括がファシリテーター役になり、週1回実施している。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	○
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○
【コメント】		
児童支援グループ、母子支援で自己評価をそれぞれ実施し、全体を職員会議で報告し、改善点として何に取り組むかを検討している。評価することによって、個人面談（年初、中間、年度末）の実施や各委員会を立ち上げ課題等について検討することにつながった。		

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 ☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。 ☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。 ☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 ☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	b
【コメント】 施設長の権限については組織図、業務分担表に明記されている。また、独自の書式「辞令」に担当する業務役割を明記している。施設長は毎月発行の「あゆみ」、年2回発行の「野菊荘だより」にメッセージを寄稿し、自らの思いを発信している。施設長は定例の職員会議にも参加し、職員に対し自らの役割等の発信を行っている。しかし、有事の際や不在時の権限は実際には統括や各主任が分担して担うこととなっているが、権限委譲についての明確な文書化は確認できなかった。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 ☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。 ☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 ☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。 ☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	a
【コメント】 施設長は、研修や勉強会に参加し情報収集を行っている。ワノートに掲載し各自パソコンにて確認できる仕組みがある。また、事務所に関係法令集を閲覧できるように置いている。法改正等は職員会議で説明をするとともに回覧をして周知を図っている。法令順守のため、外部監査として監査法人を入れている。(年3～4回来られ、預金通帳等も確認) 法人監事は公認会計士である。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 ☐ 施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 ☐ 施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 ☐ 施設長は、支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 ☐ 施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 ☐ 施設長は、支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 (社会的養護共通) ☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	a
【コメント】 施設長は日誌、記録を毎日パソコンで確認している。施設長は、職員会議・職員研修に参加するとともに職員面談を通して職員の意見を収集している。現在の課題としては、特定妊婦の増加、障害のある母親、愛着形成ができていない母親などと認識している。また職員と利用者の信頼関係が作りにくい事も課題と認識している。SVの仕組みが必要と考えており、実践している。職員のメンタルフォローは個別SVなどで統括が行っている。また、臨床心理士資格のある職員に年1回は職員が相談する仕組みを作っている。外部研修には毎年一人最低1回は行くようにしている。		

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
	□施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【コメント】

働きやすい環境づくりに努めている。人材の確保が難しいと感じている。人員配置の工夫としては、増員配置やフレックス制を導入している。パソコンで簡単なプログラムを作って申請管理できるようにしている。(時間外も減らず、なくす、そのためのフレックスの導入という意味もある。)業務の実効性の向上に向けてICTを導入している。

2 福祉人材の確保・育成

(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
	□支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	○
	□施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○
	(社会的養護共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○

【コメント】

基本理念や基本方針、施設の使命において期待する職員像を明確にして要覧等に記載しており、人材確保計画も策定されている。人材確保に当たっては、パンフレットやチラシを作成し、大学に送付している。京都府福祉人材センターにも登録している。インターンシップ、ボランティア等も積極的に受け入れ、人材確保に取り組んでいる。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
	□法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	○
	□人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
	□一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
	□職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
	□把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○

【コメント】

就業規則、給与規定を整備している。期待する職員像を明確化にし、それに基づく職員の研修体系がある。職員が自ら将来像を描くことはできるようになっている。個別研修計画票、年間研修計画、スーパービジョンシートなど、職員の研修に関する体系整備、受講状況把握の仕組みが整っている。人事評価の導入については取組を始めているところであり、導入後、評価結果をどう活用するかはまだ決まっておらず、給料にも反映していない。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	☐
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

担当内のローテーションを見ながら勤務調整している。有休取得については以前から指定有休制度があり5日間は必ず取得している。取得状況は施設長が把握している。(年間休日数は120日)職員のメンタルヘルスについては臨床心理士が年1回は個別に面談している。福利厚生については、民間社会福祉施設共済会に加入しており、法人独自にも職員互助会がある。人材確保や定着に向けて、理念や基本方針を丁寧に説明することや研修体系、職員のサポート体制などの充実を図り職場の魅力を高める取り組みを行っている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	☐
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	☐

【コメント】

期待する職員像を明確化にし、それに基づく職員の研修体系がある。目標管理シートをもとに、管理者による職員の個別面談(進捗状況の確認、目標達成度の確認)を定期的に行い個人の設定した目標の進捗状況を確認している。現状は統括がSVの他にも意識して職員の相談役になっている。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
	☐ 施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	☐
	☐ 現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	☐
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	☐
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	☐
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐

【コメント】

職員研修については、年間研修計画を定めて実施している。京都府福祉人材研修センターの研修を活用している。内部・外部研修担当者を設置して年間の研修計画は毎年見直しして策定している。研修と合わせSV(内部・外部)を実施している。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	○
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	○
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	○

【コメント】

研修体系として、キャリアパス（階層別研修）に基づいて教育・研修を実施している。職員一人ひとりの研修の受講状況はふりかえりシートで確認する仕組みとなっている。新規採用に職員については、主任を中心にはじめは宿直業務と一緒にするなどOJTを意識して指導している。外部研修については、総括が研修の情報を見つけて職員に案内している。全職員が年に1回は行けるように配慮している。内部SVは毎週実施している。

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
	☐ 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 実習生等の支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	○
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	○
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【コメント】

実習受け入れマニュアル及び個別プログラムを策定している。受け入れは社会福祉士、保育士、教員の福祉体験、司法修習生など多岐に渡っている。実習指導者は複数名おり、指導者に対する研修も実施している。学校との連携は振りかえりの会等に参加している。全体の実習受け入れ担当を定めている。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	○
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	○
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。	○
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

【コメント】

ホームページや広報誌の活用により、法人施設の理念や支援の内容等及び第三者委員会の報告・苦情（ヒヤリハット）、第三者評価の受審結果を公開している。毎月発行の広報紙の「あゆみ」は福祉事務所等に配布している。「野菊荘だより（年2回）」は退所者にも配布しており、近隣地域にも配布している。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	□施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
	□施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
	□施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
	□外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○
【コメント】		
経理規程があり、見積書の徴収など施設における経理・取引のルールが規定されている。公認会計士（監事）による内部監査があり、公認会計士による外部監査も導入している。助言や指導により経営改善を実施している。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	□地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
	□母親と子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
	□施設や母親と子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	○
	□母親と子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の母親と子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
	(母子生活支援施設) □学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	○
【コメント】		
地域とのかかわり方についての考え方は、事業計画の基本方針や「こもれび」事業の中で文書化している。地域との交流については、重点計画事項に記載している。地域のふれあい祭り、運動会への引率、右京社協スタンプラリーの参加などに協力している。その他、放課後デイや訪問看護、行政サービス等の利用調整に職員も関わっている。利用者に配布している「野菊荘でのくらし」に地図に医療機関等の社会資源情報を入れて掲載し利用者の便宜を図っている。施設には子ども達の学校の友達が遊びに来ることもある。「タノシメシ」や学童保育も利用できるようになっている。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	□ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
	□地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	○
	□ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
	□ボランティアに対して母親と子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○
【コメント】		
ボランティア受け入れ担当者を配置して積極的に受け入れを行っている。ボランティアの受け入れについて要覧に明文化している。地域の学校教育等への協力は事業計画に記載している。ボランティア登録の際に個人情報の扱い他注意事項を説明している。（学生サークル（さいもんめ）等）他、お茶や生け花、散髪ボランティアなど、長く続いている。民生児童委員には子ども食堂に協力してもらっている。）また、地域の中学校体育館の開放もあり、ボランティアとともに利用している。「ワライバ」「タノシメシ」も地域の認知度も高まり、利用ニーズは高い。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の母親と子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、母親と子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	○

【コメント】

社会資源のリストは「野菊荘にしおり」に掲載している。地域ネットワーク会議（山ノ内児童館主催）を数年前に立ちあげ、参加している（年2回）。「こもれび」事業や地域の関係機関と協働して具体的な取り組みを実施している。退所者のアフターフォロー支援も実践している。要保護児童対策協議会や民生児童委員との交流もある。近隣の大学2校（先端大は実習も受け入れあり）、小中高各学校、医療機関等とも日常的に交流がある。障害関係については自立支援協議会には参画していないが、利用者に作業所通所者もありカンファレンスがあるときに参加してい

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	☐ 施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○

【コメント】

地域の福祉ニーズについては少年補導、地域委員の他、地域ネットワーク会議でも把握している。「こもれび」の活動を通して地域の福祉ニーズが把握され、実際の事業展開に繋がっている。地域の子ども向けには、「遊びの場」は職員対応、「おかわり食堂」は民生児童委員に関わってもらい、役割分担や協働して活動をしている。高齢者向けには4つブロックごとに喫茶の取り組みをしている。なお、施設入所者は市内一円からとなっており、広域

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	○
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
	☐ 施設（法人）が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【コメント】

地域貢献として事業拡大してきた「こもれび」、シェルター、ステップハウスなどは地域ニーズに基づく公益的な取組となっている。「こもれび」は相談のみだけでなく具体的な支援をしている。その中で母親同士の繋がりができたりしている。フードバンクが収集した食品を生活困窮者に配るという役割を担い、地域に喜ばれている。京都市と被災を受けた母子の受入れ場所や預かり保育の（福祉避難所）協定を結んでいる。地域の困窮者向けの備蓄も

Ⅲ 適切な支援の実施

1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	☐ 理念や基本方針に、母親と子どもを尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ 母親と子どもを尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ 母親と子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	○
	☐ 母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
	☐ 母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○
【コメント】		
基本理念、倫理綱領に人権尊重（母親と子どもの尊重について）を明記している。事業計画に支援方法について具体的に記載し、年間計画に則り、研修を行っている。また、毎年度はじめに職員会議で職員に周知、確認している。支援方法については、職員業務マニュアルがあり、基本姿勢、基本的な流れ、支援内容を記載している。スーパーバイズの仕組みが確立しており、職員はそれぞれSVから意見をもらって自身の支援内容を振り返っている。コミュニケーションスキルを重視しており、叙述記録をもとに振り返りを行っている。		
②	29 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
	☐ 母親と子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	○
	☐ 一人ひとりの母親と子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、母親と子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	○
	☐ 母親と子どもにプライバシー保護に関する取組を周知している。	○
【コメント】		
「プライバシー保護及び個人情報保護」マニュアルを整備している。研修は年間計画を立てて計画的に実施している。母親には入所時、母親自治会に説明をしている。写真をとってもSNSにあげないなど細心の注意をはらっている。居室入室や郵便物を預かるときには、「依頼書」を毎年を交わしている。		
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	○
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
	☐ 施設に入所予定の母親と子どもについては、個別に丁寧な説明を実施している。	○
	☐ 見学等の希望に対応している。	○
	☐ 母親と子どもに対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○
【コメント】		
「野菊荘のしおり」「学童保育のしおり」を利用し、個別に丁寧な説明して「説明を受けました等承認」を得ている。情報提供については、母親自治会や子ども自治会等でも都度説明をしている。施設を紹介する資料等はより理解されやすいよう、適宜見直ししている。（七五三の催し案内、制度施策、ひとり親施策等）		

②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b
	☐ 母親と子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う支援について母親と子どもができるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	○
	☐ 支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。	○
	☐ 支援の開始・過程においては、母親と子どもの同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
	☐ 意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

【コメント】

入所時には、個々に合わせて説明をしている。支援の開始時には目標設定し、「ここで何を頑張ろう」ということを説明し、了解を得るようにしている。その際、目標とする期間の設定もしている。同意書面もいただいている。意思決定困難な母については、あらゆる方法を使って理解を得るように努めているがルール化したものがない。

③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	☐ 支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○
	☐ 施設を退所した後も、施設として母親と子どもが相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	☐ 施設を退所した時に、母親と子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○

【コメント】

基本情報は行政からの情報提供となるが、措置変更、地域移行にあたっては「退所プランニングシート」を作成し、引継ぎにも利用している。（自立支援計画シートの⑥退所シートとして様式（記載項目）を定めている。）保健福祉センター長あての書面になっており、退所の背景、支援の評価、退所の課題、アフターケアプランを記載する事としている。シートは「退所者名簿」に編綴し、保管されている。退所時には「ひとり親サポートセンターこもれび」の情報提供をし、必要に応じ登録している。「しおり」にも窓口を明確にしている。

(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	☐ 母親と子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	☐ 母親と子どもへの個別の相談面接や聴取等が、母親と子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	☐ 職員等が、母親と子どもの満足を把握する目的で、母親と子ども会等に出席している。	○
	☐ 母親と子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、母親と子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【コメント】

半年に1回のアセスメント面接の際などに自立支援計画の見直しに合わせて意向確認をしている。母親自治会には職員も参加（行事前に行事担当職員）するとともに施設の行事実施後のアンケートを取るようにしている。行事の満足度は母親役員会でも話し合って聞くようにしている。

(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	☐ 支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を母親と子どもに配布し説明している。	○
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、母親と子どもが苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、母親と子どもに必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た母親と子どものプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	☐ 苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【コメント】

苦情解決マニュアルの整備及び要望等解決委員会を設置しており、案内は玄関に掲示している。しおりに苦情を書き郵送できる用紙を掲載している。苦情への対応は個別にフィードバックするとともに意見や苦情など記録している。ヒヤリハットも含め対策等を第三者委員会で報告をしホームページでも公開している。

②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
	☐ 母親と子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
	☐ 母親と子どもに、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

【コメント】

「野菊荘での暮らし」のしおりに相談や意見を述べやすい環境整備や記載方法など掲載している。相談しやすいように相談室を活用している。子どもについては、子どもの権利ノートを活用(わたしもだいじ あなたもだいじ)し、相談出来ることを周知している。

③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	☐ 職員は、日々の支援の実施において、母親と子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、母親と子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
	☐ 意見等にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

相談や意見が出た場合は、児童支援会議、主任会議で協議し、職員会議で共有している。マニュアルを策定し、各種様式も決められている。(事故報告書、事故兼苦情報告書、相談や意見は日誌に記録)日誌から拾い出して書くようにしている。しかし、マニュアルの見直しは必要時にはしているが、定期的には実施できていない。

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
	☐ 母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
【コメント】		
リスクマネジメントについては委員会の設置及び施設長、統括が担当をしている。事故対応マニュアルを整備している。リスクマネジメントマニュアルを整備し、不審者マニュアルや事故防止マニュアルなど細分化して整備している。事故報告書の中にヒヤリハット・苦情・事故報告に分けて記載しており、改善策を検討し対応している。職員会議で共有している。職員研修として不審者対応訓練、救急法の研修などを開催している。定期的な評価見直しは第三者委員会の開催時に報告とともに検討している。		
②	38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	○
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	○
	☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○
【コメント】		
「ノロ感染症マニュアル」「インフルエンザ対応マニュアル」「コロナ感染症マニュアル」等、個々のマニュアル整備をしている。保健衛生管理において6月に管内消毒、および食中毒の研修等を実施している。しかし、流行期前の定期的な勉強会が実施できていない。		
③	39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	○
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	○
	☐ 母親と子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
【コメント】		
災害時対策として、「BCP策定ステップ」として計画がある。災害時の体制や母親と子ども、職員の安否確認や備蓄品など、具体的に明確化された内容となっている。避難訓練は定期的の実施(毎月)全体は年4回を基本にしている。全体訓練を実施する時は消防署に立ち合いを依頼している。水害発生時20センチと予想される指定地域になっている。備蓄リストを作成しており、防災担当が管理者になっている。		

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	☐
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	☐
【コメント】		
標準的な支援については、業務マニュアルに記載している。また、早出・遅出・宿直業務ごとの業務マニュアルや別途、特定妊婦マニュアル等、整備しており、必要に応じて見直しをしている。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
	☐ 支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	☐
	☐ 支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	☐
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	☐
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や母親と子どもからの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	☐
【コメント】		
確認する仕組みとしては定期的に行うSV等でチェックすることとなっている。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
	☐ 自立支援計画には、母親と子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。	☐
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、母親と子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。	☐
【コメント】		
「母子生活支援生活における自立支援計画策定に関する研究報告書」を活用し、母親用・児童用マニュアルとしており、また個々に応じた課題や計画を明確にして支援している。自立支援計画策定責任者は総括主任である。計画策定にかかるアセスメント等の様式及び手順を定めている。支援困難ケースは、児童相談所・はぐくみ・学校で会議検討の上、支援体制が行われている。日々の日誌記録も自立支援計画を意識して記録するよう指導している。自立支援計画は職員全員に回覧することになっている。		

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
	☐ 自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	☐
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、母親と子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	☐
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	☐
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	☐

【コメント】

自立支援計画の評価見直しは半年に一度または必要時に実施している。作成時には面談を行い、母子会議、児童会議で検討している。緊急に変更する場合の手順は職員会議で確認している。学校や各関係機関と連携して見直しをしている。

(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ 母親と子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの閲覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

支援の記録については文字型のデータベースソフトで記載している。記録についてのマニュアル「記録(日誌)について」があり、何をどう書くか、基本的情報、注意すること、良い記録を書くために等が記載されている。記録と自立支援計画が連動する仕組みになっている。職員はTeamsやノートで情報共有しているが、申し送り等でも情報共有している。

②	45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、母親と子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	☐

【コメント】

個人情報管理規程があり、研修を実施しており職員は、個人情報についての理解と遵守している。記録管理の責任者は総括主任としている。Teamsを入れてから記録のルールが変更されてきているが、その都度職員には説明している。個人情報の取り扱いは野菊荘の利用案内に記載されており、利用者にも周知されている。実習生については、年間通して来所することについて「野菊荘でのくらし」に明記し、利用者に説明をしている。個人情報の管理(ロッカー施錠、持ち出し禁止など)は毎年10月に職員会議で確認することとしている。

内容評価基準（25項目）

A－1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 母親と子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
	☐ 母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
	☐ 母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	○
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	○
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	○
	☐ 必要に応じて、関係機関等と連携を図り対応している。	
☐ 母親と子どもの思想・信教の自由を保障している。		

【コメント】

母親と子供の最善の利益の尊重については要覧や子どもの権利ノート「わたしはだいじ、あなたはだいじ」の中に明文化している。母親自治会にて資料に基づいて説明している。職員には、「非暴力宣言」を掲げ、体罰禁止、懲罰禁止、コンプライアンスなど職員会議で徹底している。しかし、早期発展するための具体的な取り組みについては、具体的な取り組みはできていない。※人権擁護のチェックリストなどを活用されてはいかがでしょうか。

(2) 権利侵害への対応		
①	A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
	☐ 不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。	○
	☐ 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。	○
	☐ 不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	○
	☐ 職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。	○
	☐ 不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。	○

【コメント】

不適切な関わりがあった場合の懲罰規定を定めている。施設として非暴力宣言を掲げ、京都市被措置児童等虐待防止マニュアルに従い対応している。支援技術の取得については、コミュニケーションスキルを重要視し、研修（アンガーマネジメント、コミュニケーション、アイメッセージなど）を年間通して実施している。研修の中で記録化をし、職員には支援技術を習得する機会を設けている。

②	A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
	☐ 不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、母親と子どもに周知している。	○
	☐ 不適切な行為に迅速に対応できるように、母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	○
	☐ 不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。	○
	☐ 不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図っている。	○

【コメント】

不適切な行為の防止について、母親自治会、子ども自治会で周知徹底を図っている。非暴力宣言の話をする際に、困った時には職員とともに一緒に考える機会を設けている。職員が間に入って調整できる体制や、母親が落ち着く時間を作るなど対応や支援をしている。毎日の連絡会（泊まりの職員と早出職員）において母子の様子を確認し、必要に応じて保育体制が取れるようにし、ストレス軽減に配慮している。

③	A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	☐ 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	○
	☐ 子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。	○
	☐ 不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図っている。	○
	☐ 常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。	○

【コメント】

施設全体で非暴力宣言をしており、母子間、利用者間で暴力や脅しなどの行為につながらないように母親自治会等で伝えている。子どもには子ども自治会で、子どもの権利ノートなどを活用して嫌なことは嫌と言おう、など子どもが理解しやすいよう工夫して説明をしている。コミュニケーションスキルやアイトークの時間も利用している。職員はしっかり傾聴できるようにして丁寧に対応している。子どもの気持ちや思いを言葉にして伝えることを大切にしている。

(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

①	A5 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
	☐ 子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を母親の理解のもとで実施している。	○
	☐ 子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を母親の理解と協力のもと実施している。	○
	☐ 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。	○
	☐ 母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。	○
	☐ 母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行っている。	○

【コメント】

母親自治会・こども自治会を通して、快適な暮らしについて、話し合う機会があり、自主性を尊重した支援を行っている。暴力や物が無くなった、壊したなどのトラブルがあれば、子ども自治会や学童の会（一日の終わりの会）で全員で話し合う機会を設けている。母親自治会の運営については利用者で構成する役員会（各階から代表を選出）を組織し、役を経験することで責任感などがもてるよう職員が側面的に支援を行っている。

(4) 主体性を尊重した日常生活

①	A6 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
	☐ 母親や子どもの自尊心や強みを大切にしたい支援を行い、自己肯定感が回復し高まるような支援を行っている。	○
	☐ 母親と子どもとに対してストレングスの視点に基づいて、エンパワメントしていく支援を行っている。	○
	☐ 常に母親と子どもの主体性を尊重した支援を通して、その人が力を発揮できるよう支援を行っている。	○

【コメント】

どういうときに支援をするかを見極め、日々の支援の中で基本的な事が出来るように支援を行い、母親が自信を持てるよう支援している。子育てについても、職員と一緒にしながら、自信が持てるよう配慮している。母親の力を信じてストレングスに着目し、支援している。（ちゃんと見てるよ）母親のものがき、職員に反抗的態度なども受け止めて対応している。

②	A7 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
	☐ 母親や子どもが施設での生活を楽しめるような企画を用意している。	○
	☐ 母親と子どもの主体的な参画を前提とした行事・プログラムを用意している。	○
	☐ 母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを行っている。	○
	☐ 母親や子どもの状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。	○
	☐ 行事等の実施後に、評価を行い次回の実施につなげている。	○

【コメント】

アンケートや自治会で母親や子供の要望を聞き、できるだけ希望にそった行事になるよう工夫している。体験・経験の意義を母親に伝えながら、行事の参画の工夫を計画実施している。海水浴の経験のない母親、児童もいる。母親向けにお茶、お花の他コットン手芸など余暇が楽しめる企画を実施している。その間の保育や開催時間も配慮している。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A8 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a
	☐ 退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。	○
	☐ 退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切な支援が受けられるようにしている。	○
	☐ 退所後も電話や来所によって施設に相談できることを母親と子どもに説明し、生活や子育て等の相談や施設機能を活用した(学童保育・学習支援・施設行事への招待等)支援を提供している。	○
	☐ 退所後の生活が安定していることを確認するための往訪や架電等の取組を行っている。	○
	☐ 必要に応じて退所先に往訪し、介助や同行・代行等の支援を行っている。	○

【コメント】

退所に際しては退所プランニングシートを作成して、アフターケアを実施している。退所後の説明、こもれびの登録などの説明をしている。アフターケアでは、自立支援担当者が対応している。「野菊会」(退所者の会)では90歳でも出席されるケースもある。退職者の職員の参加もあり、その当時の母親や児童も参加している。

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本

		第三者 評価結果
①	A9 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
	☐ 母親と子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にし計画的で一貫した専門的支援を行っている。	○
	☐ 母親と子どもの課題を正しく理解し、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。	○
	☐ 母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。	○
	☐ 資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。	○
	☐ 専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験等を考慮した職員を配置し、職員間で連携・協議を行っている。	○

【コメント】

支援に当たっては利用者の個性性を重視して支援を行っている。職員はほとんどが資格を持っており専門性を活かして支援している。外国語を使われる方には翻訳ソフトを使ったり、代筆したりしている。「ひとり親家庭応援パンフレット」を活用しながら分かりやすく説明し、必要に応じて職員が関係機関と連携することもある。

(2) 入所初期の支援

①	A10 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
	☐ 入所直後は心理的に不安になりやすいため、信頼関係の構築に心がけ、心の安定に向けた相談支援に努めている。	○
	☐ 母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と連携して情報提供に努めている。	○
	☐ 子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。	○
	☐ 必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。	○
	☐ 居室は、母親と子どもが生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっている。	○
	☐ 身体に障害のある母親や子どもに対しても、安全に生活ができるように配慮している。	○

【コメント】

入所初期の支援については、面接時に困りごとに共感し、これからの生活不安を払拭できるような支援をして安心感をもってもらえることを前提としている。保育所・学校手続き等は、同行し迅速に対応している。学校や病院、はぐくみ局、児童相談所等と連携している。身体障害の方に対しては低層階に住んでもらい、視力障害の方も受け入れている。重症心身障害児（医療的ケアあり）も受け入れており、職員がサポートしている。生活用具・家財道具を持たずに入所される場合もあるが、下着だけ用意して貰えば後は施設で用意出来るように備えている。

(3) 母親への日常生活支援

①	A11 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
	☐ 生活経験に乏しい母親には、職員と共に行うことで経験を補う等の支援を行っている。	○
	☐ 心やからだの健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っている。	○
	☐ 必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面への支援を行っている。	○
	☐ 経済的に安定した生活を送るために、必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等の相談や支援を行っている。	○
	☐ 支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。	○

【コメント】

入所後に医療機関受診となるケースもある。衛生的な支援や経済的な支援、日常生活全般について、必要な場合は入所後の支援も行っている。一人のケースに二人の職員が担当することになっている。特定妊婦が多くなっており、安定した家庭生活を営むために、育児はもとより、調理、かたづけ、金銭管理などについても職員と一緒にいたり、代行するなど必要に応じて支援を行っている。

②	A12 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
	☐ 母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育の提供や保育所へつなぐ等の支援を行っている。	○
	☐ 母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。	○
	☐ 母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。	○
	☐ 虐待や不適切なかかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。	○
	☐ 必要に応じて、子どもが通う保育所や学校と連携している。	○

【コメント】

日常的に声をかけ必要に応じ面談を行っている。母親に寄り添い一緒に発達段階や課題について確認を行っている。母親の状況に応じて、保育や送迎の支援を行っている。また、子供が通う学校とも密に連携している。フリースペースを設け職員の見守りの中で母親同士の交流を行っている。

③	A13 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
	☐ 母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけたり、相談に応じるなどの取組を行っている。	☐
	☐ 施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流を促すなどなど、関係づくりのための支援を行っている。	☐
	☐ 対人関係がうまくできない母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っている。	☐
	☐ 社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減を図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。	☐
	☐ 施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。	☐

【コメント】

日常的に声をかけ、相談しやすい雰囲気を作るとともに、必要に応じて面談を行っている。職員に依存的にならないように母親との関係性を重要視している。母親同士の交流ができるよう、フリースペースでカフェ（コーヒー100円、持ち込みOK）を行っており、お茶を飲まなくても参加出来るように配慮している。フリースペースには寄付された野菜等を置いており、その受け取りなどが居室から降りてくる機会になっている。対人関係のストレスや困難さがある利用者に対しては、臨床心理士につなげられるように、案内を行っている。対人関係が難しく、まずは職員との1対1の関係からという利用者もいる。

(4) 子どもへの支援

①	A14 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
	☐ 子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。	☐
	☐ 放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活に必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。	☐
	☐ DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。	☐
	☐ 母親のニーズや状況に応じて、施設内の保育支援や保育所への送迎、通院の付き添いなどの支援を行っている。	☐
	☐ 施設内における養育・保育に関する記録を整備し、支援に役立てている。	☐

【コメント】

乳幼児から中高生まで発達段階に応じた支援を行っている。乳幼児には乳幼児アセスメントを作成している。また、保育についての専門性の強化を図るためのSVを受けている。小学6年生までは学童保育、中高生については居場所づくりとしてワライバ、タノシメシなどを実施している。発達障害のある子どもにはイラストなどを活用した支援を行っている。施設内における保育に関しては病児保育や待機保育など、その時々状況に応じて支援を行っている。

②	A15 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
	☐ 落ち着いて学習に取り組める環境を整え、年齢に応じた適切な学習支援を行っている。	☐
	☐ 学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。	☐
	☐ 進学や就職への支援について、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。	☐
	☐ 学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。	☐
	☐ 学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。	☐
	☐ 子ども一人一人の個性を重視した相談・支援を行っている。	☐

【コメント】

子どもの特性や状況に応じて、学習に取り組める環境などの支援を行っている。学習ボランティアさいもんめ（学生ボランティアサークル）」として大学生の協力を継続して、支援を行っている。進学に向けては職員が相談に乗ったり、奨学金情報などを入手し、申請についての相談支援を行っている。

③	A16 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
	☐ 母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援している。	○
	☐ ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設け、多様な価値観、生き方への理解をすすめている。	○
	☐ 悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。	○
	☐ 自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。	○
	☐ 専門的なプログラムに基づいたグループワークを積極的に取り入れている。	○

【コメント】

ボランティアや実習生とのかかわりはワライバなど機会を多く設けている。アイメッセージの時間などに子どもの思いを傾聴したり、個別支援の際に1対1で接し甘えられる時間を作るなど、おとなとの信頼関係がもてるように支援をしている。また、コミュニケーションスキルを使い、自分の気持ちを相手に伝えることについて、その能力が向上するように支援している。非暴力宣言は、徹底させている。「こども自治会」「学童」という集団活動の場での話し合いなどグループワークとして意図的に確保している。

④	A17 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a
	☐ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。	○
	☐ 職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。	○
	☐ 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心を持てるよう支援している。	○
	☐ 年齢に応じた性教育の計画があり、正しい性知識を得る機会を設けている。	○
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。	○

【コメント】

助産師に来てもらい、年齢に応じて小学生と中学校に分けて勉強会をしている。また、必要に応じ個別に性に関する知識を伝えることがある。職員は児童相談所の研修等に参加し、伝達研修等で知識を習得している。

(5) DV被害からの回避・回復

①	A18 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
	☐ 緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。	○
	☐ 24時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れている。	○
	☐ 役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整えている。	○
	☐ 緊急時対応マニュアルを作成・整備している。	○
	☐ 緊急利用のための生活用品等を予め用意している。	○

【コメント】

京都市DV相談支援センターとの連携体制を構築している。24時間体制で緊急一時保護を受け入れており、居室を整備している。緊急時対応マニュアルを整備している。夕方に警察からなど緊急一時保護依頼が多い。保護命令が出されてから緊急時体制整備が確保できるようになった。(年間27件)

②	A19 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
	☐ 保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。	☐
	☐ 弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。	☐
	☐ DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。	☐

【コメント】

京都市DV相談支援センターがあり、連携をする中で対応することになる。手続きが長期化するなど、施設に入所してから法的対応が続く場合などは、必要に応じて法的手続きのための支援も行っている。弁護士、法テラスの紹介や裁判の同行など、必要に応じての支援を行っている。

③	A20 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
	☐ DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。	☐
	☐ DVから脱出することができたことを評価し、安心し安定した生活と幸せな未来について、職員と一緒に考え支援することを伝えている。	☐
	☐ 心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。	☐
	☐ 必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。	☐

【コメント】

DVから脱出することができたことを評価し自己肯定感を回復するための支援などを行っている。必要に応じて内部カウンセラーや心理療法士を活用しての支援や外部の京都Saraの専門家の連携支援を行っている。

(6) 子どもの虐待状況への対応

①	A21 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
	☐ 暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。	☐
	☐ 子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。	☐
	☐ 子ども一人ひとりがかけがえない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。	☐
	☐ 医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行っている。	☐
	☐ 心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。	☐
	☐ 被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。	☐

【コメント】

施設として非暴力宣言を掲げ、職員は、コミュニケーションスキルを用いたかわりを行っている。被虐待児に対する支援の専門性を高めるため、SVを行っている。児童相談所の研修にも参加し、児童虐待についての知識を習得している。

(7) 家族関係への支援

①	A22 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
	☐ 母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	☐
	☐ 子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	☐
	☐ 家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。	☐
	☐ 必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。	☐

【コメント】

母親、子どもそれぞれの思いを聞くようにしている。母親の悩みや不安を受け止め、頑張っていることなどをほめながら子育てが楽しくなるように支援している。母と子の言い分が違う場合もあり、間に入り調整（子供の代弁など）することもある。また、必要に応じて他の親族に来てもらうなど関係調整も行っている。

(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

①	A23 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
	☐ 社会資源の積極的な活用をするための支援を行っている。	☐
	☐ 公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。	☐
	☐ 精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。	☐
	☐ 障害や精神疾患がある場合や外国人の母親や子どもへは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。	☐

【コメント】

障害や精神疾患など配慮が必要な母親・こどもについては、全職員が情報共有をし積極的な支援をしている。服薬管理等の療養支援も行っている。必要に応じて同行や関係機関との調整を行っている。（放課後等デイ、訪問系事業所、支援学校、病院、作業所などの利用がある。）

(9) 就労支援

①	A24 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
	☐ 母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に配慮した支援を行っている。	☐
	☐ 資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。	☐
	☐ 公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関との連携や調整、必要に応じて、同行や職場開拓等の支援を行っている。	☐
	☐ 母親が安心して就労できるように補完保育（残業や休日出勤時の保育等）、病後児保育、学童保育などを行っている。	☐

【コメント】

母親の希望に合わせた就職活動を意識し、ハローワークやマザーズジョブカフェの利用や福祉的就労（作業所等）につないだりしている。資格取得（調理師や栄養士、ヘルパー、介護職など）に向けた相談を受けたり、講座案内、奨学金情報の提供などを行っている。また、母親が安心して就労できるよう残業や休日などの補完保による育支援なども行っている。

②	A25 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
	☐ 職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っている。	☐
	☐ 母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行っている。	☐
	☐ 障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。	☐
	☐ 就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。	☐
	☐ 必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。	☐

【コメント】

また、多様性を受け止めながら、個々に応じた幅広い支援を行っている。必要に応じて福祉的就労も積極的に勧めている。また、必要に応じて職場等との関係調整を日常的に行っている。